

令和8年6月

発行 ひたちなか市
都市建設部
区画整理事業課

皆様方には日頃より、六ッ野土地区画整理事業の施行にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度の事業執行につきましては、中根六ッ野線の令和10年度開通目標に向けて、道路改良工事や家屋等の移転補償を予定しております。

また、令和3年度から進めてまいりました旧六ッ野公園グランド`保留地販売におきましては、令和7年度に最終となる9期販売を実施いたしました。全104区画中103区画の販売実績となり、事業財源に充当したほか、六ッ野地区内における人口減少の抑制にも繋がりました。

引き続き、六ッ野土地区画整理事業の推進に皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

旧六ッ野公園グランド`保留地販売

販売実績について

- ・全104区画中103区画を売却
(令和3年度～令和7年度の計5年間:1期～9期で販売)
- ・**総額約12億8千176万円の事業財源を確保**(残り1区画を除く)



※販売前保留地写真



六ッ野土地区画整理事業に関する窓口 (本誌内容に関するお問合せ先)

ひたちなか市 都市建設部 区画整理事業所 区画整理事業課 (本庁舎3階)
電話 029-273-0111 (内線 21374,21375)

令和7年度工事施工箇所

令和7年度事業実績

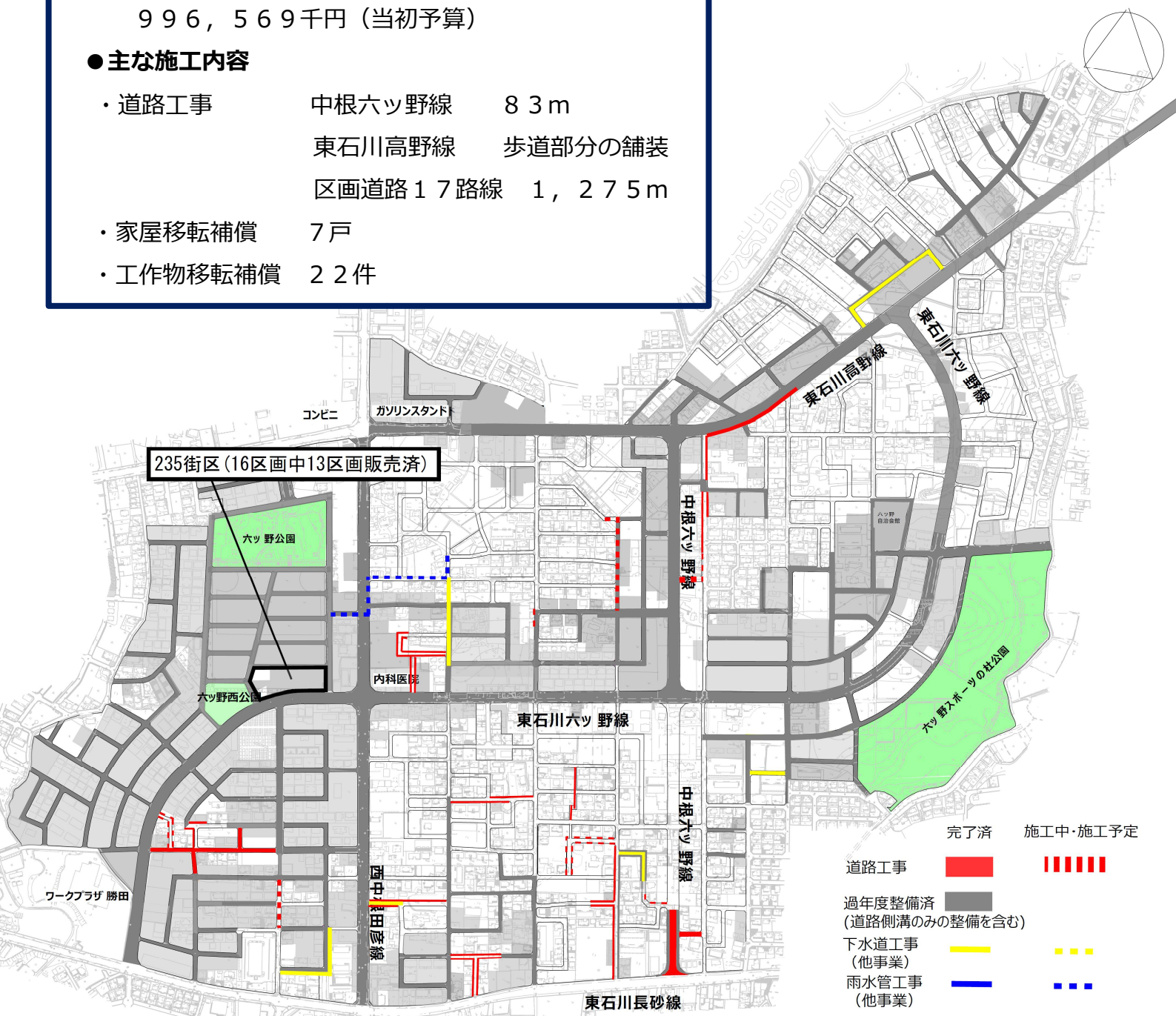
●事業費

996,569千円（当初予算）

●主な施工内容

- ・道路工事
中根六ッ野線 83m
東石川高野線 歩道部分の舗装
区画道路17路線 1,275m
- ・家屋移転補償 7戸
- ・工作物移転補償 22件

至 高野方面



施行者からのお願い①

1. 建物や塀などを建てる場合

事業施行中に、建築物や塀、車庫等の工作物の新築、改築等を行う場合は、土地区画整理法の許可が必要となりますので、事前にご相談ください。

2. 仮換地を変更する場合

従前地の分筆や仮換地の分割を行う際は、分筆の可否や必要書類等について事前にご相談ください。

令和8年度工事施工予定箇所

令和8年度事業予定

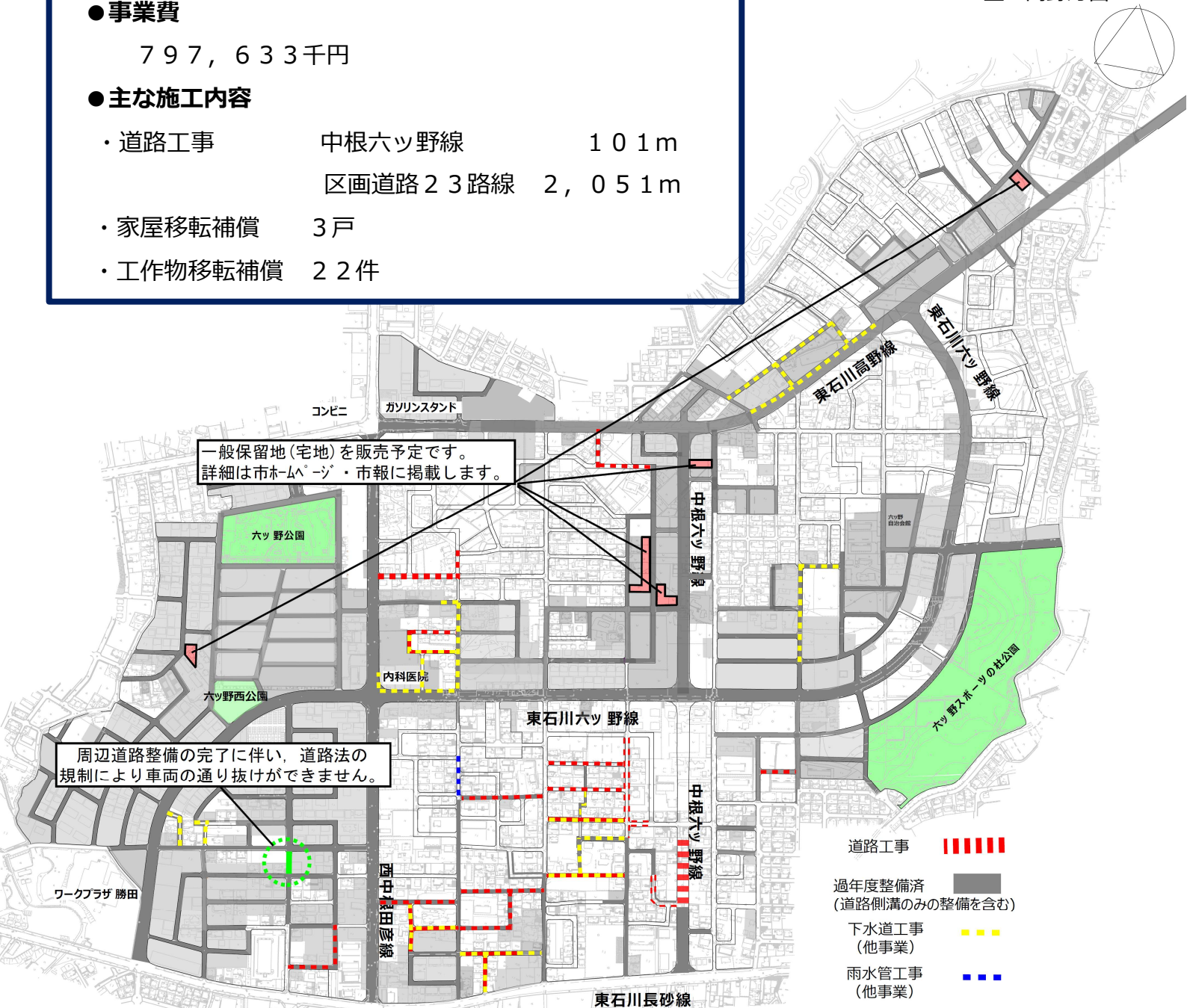
●事業費

797,633千円

●主な施工内容

- ・道路工事
中根六ツ野線 101m
区画道路23路線 2,051m
- ・家屋移転補償 3戸
- ・工作物移転補償 22件

至 高野方面



一般保留地(宅地)を販売予定です。
詳細は市ホームページ・市報に掲載します。

周辺道路整備の完了に伴い、道路法の
規制により車両の通り抜けができません。

道路工事



過年度整備済
(道路側溝のみの整備を含む)



下水道工事
(他事業)



雨水管工事
(他事業)



◆令和8年度予算で工事を予定している主な箇所です。(今後の工事進捗や予算執行状況により変更となる場合があります。)

施行者からのお願い②

1. 土地の所有権を変更した場合

法務局で土地の所有権の変更を行った際には、土地所有者変更届出書の提出をお願いします。様式は市ホームページ(下記QRコード)からもダウンロードできます。

土地所有者変更届の様
式はこちらのQRコードか
ら



歩行者専用道路の配置計画一部見直しについて

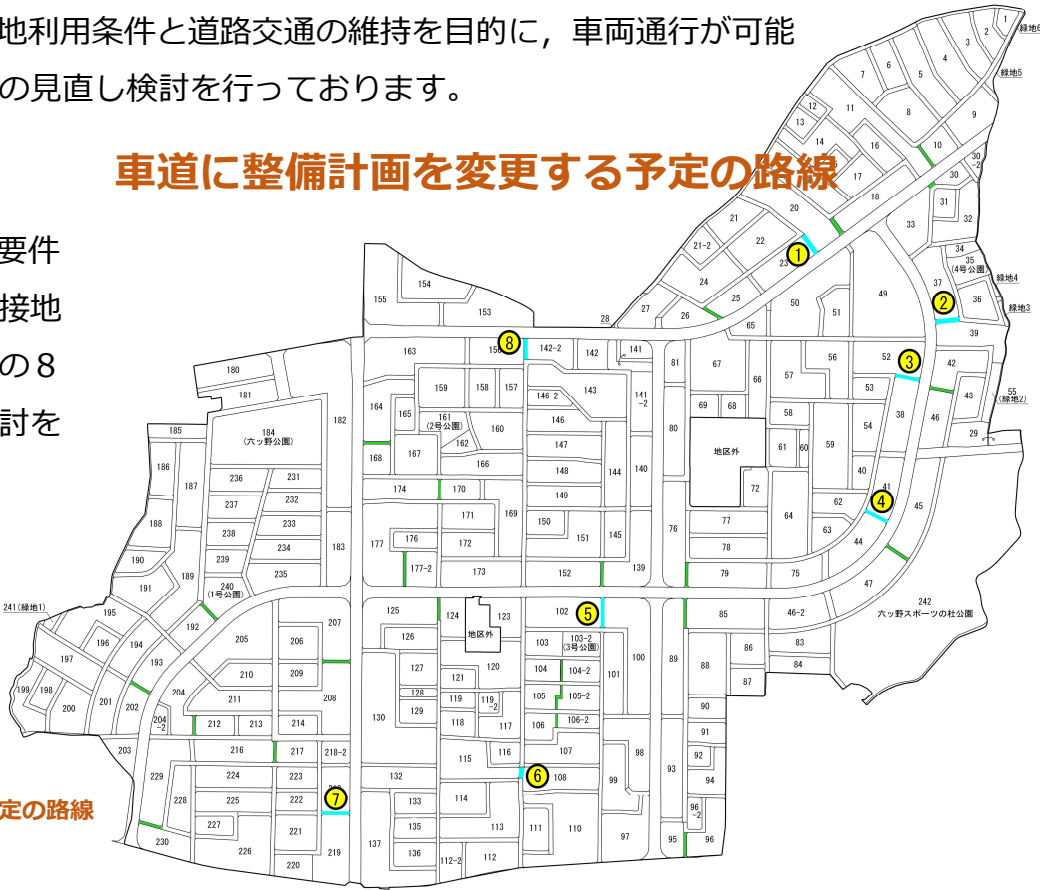
歩行者専用道路は、従前の土地利用条件と道路交通の維持を目的に、車両通行が可能な道路（車道）への現配置計画の見直し検討を行っております。

車道に整備計画を変更する予定の路線

令和7年度に、構造や場所の要件を満たす一部の路線を対象に隣接地権者から意見聴取を行い、右図の8路線について、車道に見直し検討を進めております。

(※車道に整備する路線においては、各々の状況に応じた十分な安全対策を講じてまいります。)

— 車道に変更する予定の路線
— 歩行者専用道路



施行者からのお願い③

1. 区画整理事業地内の電柱について

事業施行において電柱が支障となる場合、施行者(市) から東京電力またはNTT東日本へ電柱の移設を依頼しており、移設先は交通安全確保等の観点から原則各地権者様の敷地内へ移設するよう設計いたします。地権者様におかれましては電柱の移設先についてご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。移設先は、東京電力またはNTT東日本が、現地を確認したうえで、電柱の配置の設計及び地権者様への交渉を行っております。

2. 共有名義を解消する場合

共有でお持ちの私道について、共有持分により私道を分割換地しております。仮換地を使用する上では大きな問題はありませんが、下記のように各宅地内に個人所有地と共有所有地が混在することになるため、共有を解消しておくことが望ましいと思われます。この手続きは、市では行えないため権利者様に行っていただく必要があります。共有解消の手続き等についてまとめた「共有解消の手引き」は下記QRコードからご確認ください。

◆換地のイメージ

共有解消の手引き
はこちらのQRコードから

